

令和3年生駒市議会（第2回）臨時会議案

令和3年4月21日

生 駒 市

令和3年生駒市議会（第2回）臨時会議案目録

議案番号	議案名	頁
議案第 32 号	専決処分につき承認を求めることについて (生駒市税条例等の一部を改正する条例の制定について)	1～10
議案第 33 号	専決処分につき承認を求めることについて (生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)	11～14
議案第 34 号	専決処分につき承認を求めることについて (令和3年度生駒市一般会計補正予算(第2回))	15～20
議案第 35 号	令和3年度生駒市一般会計補正予算(第3回)	21～24
議案第 36 号	令和3年度生駒市病院事業会計補正予算(第1回)	25～31

議案第 32 号

専決処分につき承認を求めることについて

生駒市税条例等の一部を改正する条例を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年3月31日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和3年4月21日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専第 3 号

専 決 処 分 書

生駒市税条例等の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）  
第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市税条例等の一部を改正する条例

（生駒市税条例の一部改正）

第1条 生駒市税条例（昭和50年12月生駒市条例第31号）の一部を次のよ  
うに改正する。

第29条の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄  
税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する  
令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「  
及び第57条第3項」を加える。

第29条の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の  
所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用  
する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第56条第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項  
及び第3項並びに」に改める。

第57条に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第89条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第12条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第26項」を「附則第15条第23項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第24項第3号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第28項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第28項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を同条第

10項とし、同条第12項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第24項を削り、同条第25項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第23項とし、同条第26項を同条第24項とし、同条第27項を同条第25項とする。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第4項」を「附則第19条の3第5項」に改める。

附則第13条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第13条の3の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第14条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加える。

附則第15条第1項中「場合の」を「場合における」に改め、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 令和2年度分の固定資産税について生駒市税条例等の一部を改正する条例（令和3年3月生駒市条例第13号）による改正前の生駒市税条例（以下「令和3年改正前の条例」という。）附則第15条第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3

年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例附則第15条第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

附則第16条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第16条の3中「同条第1項」を「附則第15条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第4項」に改める。

附則第16条の4第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第16条の6中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第16条の6の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第17条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン



軽自動車は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合に

は令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第４項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第１７条の２第１項中「第５項」を「第８項」に改める。

附則第２５条の９に次の１項を加える。

- ２ 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第６条の２第１項の規定の適用を受けた場合における附則第９条の３の２第１項の規定の適用については、同項中「令和１５年度」とあるのは「令和１７年度」と、「令和３年」とあるのは「令和４年」とする。

(生駒市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第２条 生駒市税条例の一部を改正する条例（令和２年６月生駒市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第３条のうち、生駒市税条例第４５条第１０項の改正規定中「第３２１条の８第５２項」を「第３２１条の８第６０項」に、「同条第５２項」を「同条第６０項」に改め、同条第１６項の改正規定中「第３２１条の８第６１項」を「第３２１条の８第６９項」に改める。

第３条のうち、生駒市税条例第４６条第４項の改正規定中「又は第３１項」に」の次に「、「第４８条の１５の５第４項」を「第４８条の１５の４第４項」に」を加える。

第３条のうち、生駒市税条例第４８条の改正規定中「第４８条第４項」を「第４８条第３項中「第４８条の１５の５第４項」を「第４８条の１５の４第４項」に改め、同条第４項」に改める。

第３条のうち、生駒市税条例附則第６条第２項の改正規定の次に次のように

加える。

附則第7条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の生駒市税条例（以下「新条例」という。）第29条の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下この条及び附則第4条第1項において「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第1条の規定による改正前の生駒市税条例（次項において「旧条例」という。）第29条の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第29条の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第29条の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第29条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第29条の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第29条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 33 号

専決処分につき承認を求めることについて

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年3月31日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和3年4月21日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専第 4 号

専 決 処 分 書

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例

生駒市都市計画税条例（昭和50年12月生駒市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第3条の2（見出しを含む。）中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改める。

附則第3条の3（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第3条の4（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第3条の5（見出しを含む。）中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第3条の7の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和

3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第3条の8及び第3条の9中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第3条の10及び第3条の11中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第4条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第6条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第6条の2中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第9条中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市都市計画税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。



議案第 34 号

専決処分につき承認を求めることについて

令和3年度生駒市の一般会計の補正予算（第2回）を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年4月13日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和3年4月21日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専第 5 号

専 決 処 分 書

令和3年度生駒市の一般会計の補正予算（第2回）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年4月13日

生駒市長 小 紫 雅 史

令和3年度生駒市一般会計補正予算（第2回）

令和3年度生駒市の一般会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78,909千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,694,983千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		6,388,772	78,909	6,467,681
	2 国庫補助金	1,160,692	78,909	1,239,601
歳 入 合 計		38,616,074	78,909	38,694,983

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		15,831,056	78,909	15,909,965
	2 児童福祉費	6,880,108	78,909	6,959,017
歳 出 合 計		38,616,074	78,909	38,694,983

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
2 民生費国庫補助金	360,901	78,909	439,810	2 児童福祉費補助金	78,909	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	
計	1,160,692	78,909	1,239,601				

[単位 千円]

歳出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		内	区	分	額	説	明
				特定	その他						
4 母子父子福祉費	346,058	78,909	424,967	国庫支出金	78,909 (国補)	一般財源	1 報酬	375	375	パートタイム会計年度任用職員	
					78,909		4 共済費	65	65	社会保険料等	
							8 旅費	25	25	費用弁償	
							10 需用費	19	19	消耗品費 印刷製本費	9 10
							11 役務費	183	183	通信運搬費 手数料	63 120
							12 委託料	3,542	3,542	児童扶養手当システム委託料	
							18 負担金補助及び交付金	74,700	74,700	臨時特別給付金	
計	6,880,108	78,909	6,959,017								

[単位 千円]

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)		
補 正 後	( 618 ) 793	709,787	3,128,064	2,781,435	7,791,820	
補 正 前	( 617 ) 793	709,412	3,128,064	2,781,435	7,791,380	
比 較	( 1 ) 0	375	0	0	440	

※ ( ) 内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員について外書きしたものの。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)
		補正後	78,930	116,268	944	199,173	1,607	175,164
補正前	78,930	116,268	944	199,173	1,607	175,164	36,826	
比 較	0	0	0	0	0	0	0	

夜間勤務手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
7,782	648	77,438	45,266	681,000	827,681	532,708
7,782	648	77,438	45,266	681,000	827,681	532,708
0	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説明	備考
報酬	375	その他の増減分	採用に伴う増	
給料		会計年度任用職員以外の職員		
		給与改定に伴う増減		
		昇給に伴う増		
		その他の増減分		
		会計年度任用職員		
		その他の増減分		
職員手当		会計年度任用職員以外の職員		
		制度改正に伴う増減		
		その他の増減分		
		会計年度任用職員		
		その他の増減分		
		扶養手当		千円
		管理職手当		千円
		管理職員特別勤務手当		千円
		地域手当		千円
		特殊勤務手当		千円
		時間外勤務手当		千円
		休日勤務手当		千円
		夜間勤務手当		千円
		単身赴任手当		千円
		通勤手当		千円
		住居手当		千円
		退職手当		千円
		期末手当		千円
		勤勉手当		千円

令和3年度生駒市一般会計補正予算（第3回）

令和3年度生駒市の一般会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,599千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,724,582千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月21日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		6,467,681	13,503	6,481,184
	2 国庫補助金	1,239,601	13,503	1,253,104
19 繰入金		1,128,661	4,800	1,133,461
	1 基金繰入金	1,123,801	4,800	1,128,601
20 繰越金		299,485	11,296	310,781
	1 繰越金	299,485	11,296	310,781
歳 入 合 計		38,694,983	29,599	38,724,582

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費		4,964,177	29,599	4,993,776
	1 保健衛生費	2,709,593	29,599	2,739,192
歳 出 合 計		38,694,983	29,599	38,724,582



歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	413,721	13,503	427,224	1 総務管理費補助金	13,503	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
計	1,239,601	13,503	1,253,104			

(款) 19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 ふるさと生駒応援基金繰入金	79,412	4,800	84,212	1 ふるさと生駒応援基金繰入金	4,800	
計	1,123,801	4,800	1,128,601			

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	299,485	11,296	310,781	1 繰越金	11,296	前年度繰越金
計	299,485	11,296	310,781			

歳 出

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額の財源		一般財源			
				特 国県支出金	地 方 債 そ の 他				
1 保健衛生総務費	1,206,168	29,599	1,235,767	13,503 (国補) 13,503	4,800 (繰入) 4,800	11,296	18 負担金補助及び交付金	29,599 新型コロナウイルス感染症医療体制整備補助金	
計	2,709,593	29,599	2,739,192	13,503	4,800	11,296			

[単位:千円]

議案第 36 号

令和3年度生駒市病院事業会計補正予算（第1回）

第1条 令和3年度生駒市病院事業会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度生駒市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1項に次の1号を加える。

(2) 主要な建設改良事業

生駒市立病院病室空調設備改修工事

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業収益	603,301千円	761千円	604,062千円
第2項 医業外収益	515,138千円	761千円	515,899千円

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業費	547,401千円	578千円	547,979千円
第1項 医業費用	493,602千円	578千円	494,180千円

第4条 予算第4条第1款資本的収入中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同項の前に「第1項 補助金」を加え、同条第1款資本的支出中第2項を

第3項とし、第1項を第2項とし、同項の前に「第1項 建設改良費」を加え、  
資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	583,291千円	29,599千円	612,890千円
第1項 補助金	0千円	29,599千円	29,599千円

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	986,209千円	29,599千円	1,015,808千円
第1項 建設改良費	0千円	29,599千円	29,599千円

第5条 予算第7条を次のように改める。

一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、院内保育所の運営経費分として2,935千円、生駒市立病院病室空調設備改修工事分として29,599千円である。

令和3年4月21日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

令和3年度 生駒市病院事業会計補正予算（第1回）実施計画

1 収益の収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	病院事業 収 益		603,301	761	604,062	
	2 医 業 外 収 益		515,138	761	515,899	
		5 長期前受金 戻 入	95,667	761	96,428	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	病 院 事 業 費		547,401	578	547,979	
	1 医業費用		493,602	578	494,180	
		3 減 償 却 費	385,841	578	386,419	

2 資本的收入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	資 本 的 収 入		583,291	29,599	612,890	
	1 補 助 金		0	29,599	29,599	
		1 他 会 計 補 助 金	0	29,599	29,599	一般会計補助金

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	資 本 的 支 出		986,209	29,599	1,015,808	
	1 建 設 改 良 費		0	29,599	29,599	
		1 新 設 改 良 費	0	29,599	29,599	委託料 2,099 工事請負費 27,500

# 令和3年度 生駒市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位 千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	69,715
	減価償却費	386,419
	賞与引当金の増加・減少額(△)	2
	長期前受金戻入額	△96,428
	受取利息及び配当金	△4
	支払利息及び企業債取扱諸費	9,799
	未収金の増加(△)・減少額	381,786
	未払金の増加・減少額(△)	△353,247
	小計	398,042
	利息及び配当金の受取額	4
	利息及び企業債取扱諸費の支払額	△9,544
	業務活動によるキャッシュ・フロー	388,502
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△26,908
	補助金、負担金等による収入	258,560
	投資活動によるキャッシュ・フロー	231,652
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△985,209
	建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	340,000
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△645,209
	資金増減額	△25,055
	資金期首残高	97,335
	資金期末残高	72,280

# 令和3年度生駒市病院事業予定貸借対照表

(令和4年3月31日)

(単位 千円)

## 資 産 の 部

1	固 定 資 産			
(1)	有 形 固 定 資 産			
イ	建 物	4,936,196		
	減価償却累計額	<u>△ 1,056,568</u>	3,879,628	
ロ	建 物 附 属 設 備	3,651,119		
	減価償却累計額	<u>△ 1,562,793</u>	2,088,326	
ハ	工 具 器 具 及 び 備 品	7,989		
	減価償却累計額	<u>△ 4,956</u>	3,033	
	有 形 固 定 資 産 合 計			5,970,987
(2)	無 形 固 定 資 産			
イ	水 道 施 設 利 用 権		<u>5,188</u>	
	無 形 固 定 資 産 合 計			<u>5,188</u>
	固 定 資 産 合 計			5,976,175
2	流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金		72,280	
(2)	未 収 金		<u>7,233</u>	
	流 動 資 産 合 計			<u>79,513</u>
	資 産 合 計			<u><u>6,055,688</u></u>



負債の部

3	固定負債			
(1)	企業債		1,649,111	
(2)	他会計借入金			
イ	建設改良費等の財源に 充てるための長期借入金	3,052,324		
ロ	その他長期借入金	152,079		
	他会計借入金合計		<u>3,204,403</u>	
	固定負債合計			4,853,514
4	流動負債			
(1)	企業債		982,342	
(2)	未払金		40,611	
(3)	引当金		1,752	
(4)	その他流動負債		200	
	流動負債合計		<u>1,024,905</u>	
5	繰延収益			
(1)	長期前受金		1,534,716	
(2)	長期前受金収益化累計額		<u>△ 646,129</u>	
	繰延収益合計			888,587
	負債合計			<u>6,767,006</u>

資本の部

6	資本金			
(1)	資本金		<u>200,000</u>	
	資本金合計			200,000
7	剰余金			
(1)	利益剰余金			
イ	当年度未処理欠損金	911,318		
	利益剰余金合計		<u>△ 911,318</u>	
	剰余金合計			△ 911,318
	資本合計			<u>△ 711,318</u>
	負債資本合計			<u><u>6,055,688</u></u>